

第145回国会概観

第145回国会（常会）は1月19日に召集され、8月13日、通算207日間の会期を終了した。この間、57日間の大幅な延長が行われた。

開会式は召集日の午後1時から、参議院議場で行われた。

同日、開会式に引き続き、両院本会議において、小渕恵三内閣総理大臣の施政方針演説を始め外交・財政・経済の政府4演説が行われ、これに対する代表質問は1月20日から22日にかけて行われた。施政方針演説は小渕総理の就任後初めてのものであった。

今国会は、自由民主党と自由党との連立政権発足後初めての常会であったが、参議院においては自自連立によっても過半数割れの状態にあった。また景気も低迷状態が長引き極めて厳しい状況の中にあった。

会期の前半では、景気回復策を盛り込んだ平成11年度総予算の年度内成立と第142回国会から継続審査となっていた周辺事態安全確保法案等の新日米防衛協力指針関連法案、行政機関の保有する情報公開法案（情報公開法案）が大きな焦点となった。

なお、11年度総予算は、戦後最も早い時期での成立となった。

また、会期の後半及び延長後は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（地方分権推進一括法案）、中央省庁等改革関連17法案、第142回国会から継続審査となっていた犯罪捜査のための通信傍受を含む組織犯罪対策関連3法案及びすべての国民に10ヶタの番号を付与して氏名や住所等をコンピュータ・ネットにより一元的に管理するための住民基本台帳法改正案、今国会提出された国旗及び国歌に関する法律案が大きな焦点となった。

6月17日、衆議院本会議において、会期を8月13日まで57日間延長することを自民党、自由党、公明党・改革クラブ等の賛成多数で議決した。なお、参議院本会議においては、会期延長の議決は行わなかった。

延長後においては、景気はやや改善しているものとの総括判断が政府から発表されたが、完全失業率が過去最悪となり、緊急雇用対策を柱とする平成11年度補正予算（第1号）、産業活力再生特別措置法案等が提出されるとともに、国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止、副大臣制度の導入等を内容とする国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案、憲法調査会を設置する国会法改正案も提出された。

会期の最終盤において、参議院では与野党が法案の採決をめぐり対立した。8月9日、法務委員会において組織犯罪対策関連3法案の質疑が動議により打ち切られ、採決が行われた。11日から12日の本会議において、同法案に反対する民主、共産、社民の3会派は、法務委員長荒木清寛君解任決議案、内閣総理大臣小渕恵三君問責決議案、議長不信任決議案等を提出し、長時間発言やいわゆる牛歩等の戦術をとった。こうして約21時間かかって12日、組織犯罪対策関連3法案は賛成多数で可決され、成立した。

また、住民基本台帳法改正案は、24年ぶりに地方行政・警察委員長の中間報告を求める動議等が採決された後、賛成多数で可決され、成立した。

7月24日、公明党は臨時党大会で閣内協力方針を決定し、自民党、自由党、公明党の3党の連携が進められた。

参議院本会議において、7月12日、食料・農業・農村基本政策に関する決議案を、また、8月9日、子ども読書年に関する決議案をそれぞれ可決した。なお、8月10日、衆議院本会議においても、子ども読書年に関する決議案を可決した。

参議院本会議において、7月7日、共生社会に関する調査会長から、また8月6日、国際問題に関する調査会長及び国民生活・経済に関する調査会長からそれぞれ中間報告があった。

8月13日、参議院本会議において、請願審査及び閉会中審査等の会期末手続、総務委員長等15常任委員長の辞任許可と選任を行い、衆議院本会議においては、外国人登録法改正案及び出入国管理法改正案の両法案を可決した後、請願審査及び閉会中審査等の会期末手続を行い、閉幕した。

議院の構成

召集日当日、斎藤十朗参議院議長は議員の議席を指定し、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会の5特別委員会を設置した。3月8日、中村正三郎法相が辞任し、後任の法相に陣内孝雄国土・環境委員長が就任した。10日、後任の国土・環境委員長に松谷蒼一郎君が選任された。参議院本会議において、4月26日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会が設置された。7月12日、倉田寛之予算委員長の辞任が許可され、後任の予算委員長に竹山裕君が選任された。7月28日、国旗及び国歌に関する特別委員会を設置した。会期末の8月13日、17常任委員長のうち労働・社会政策委員長及び懲罰委員長を除く総務委員長等15常任委員長の辞任許可と選任を行い、また災害対策特別委員長及び国会等の移転に関する特別委員長を互選した。

衆議院においては、1月19日、本会議において、建設、安全保障、科学技術の3常任委員長の辞任が許可され、後任の委員長がそれぞれ選任された。同日、災害対策特別委員会等7特別委員会が設置され、特別委員長もそれぞれ互選された。また、同本会議において、2月16日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会が、3月9日、青少年問題に関する特別委員会がそれぞれ設置された。

小渕総理大臣の施政方針演説等

1月19日、両院本会議において、小渕総理が施政方針演説、高村正彦外相が外交演説、宮澤喜一蔵相が財政演説、堺屋太一経済企画庁長官が経済演説をそれぞれ行った。

施政方針演説の概要は次のとおりである。

私は現在を明治維新、第2次世界大戦後に続く第3の改革の時期と位置づけている。

私は、世界、繁栄、安心、安全、未来への5つの架け橋を21世紀に向けた国政運営の基本として考えていく。

世界への架け橋では、我が国の安全保障を考えるときに、日米関係をこれまで以上強固なものとしていかなければならない。このためには、新しい日米防衛協力のための指針関連法案等の早期成立・承認が極めて重要である。

繁栄への架け橋では、平成11年を経済再生元年と位置づけ、日本経済の再生に全力で取り組む。平成11年度予算において、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮する。平成11年度には我が国経済の実質成長率が0.5%程度まで回復するものと確信している。

安心への架け橋として、少子化の問題に適切に対応すべく、各界関係者の参加を募り国

民会議を設け、国民的な広がりのある取り組みを全力で進める。

安全への架け橋として、ダイオキシンの排出削減、いわゆる環境ホルモン問題への取り組み、化学物質の管理の促進と環境保全のための新たな法的枠組みの整備を行う。

未来への架け橋として、広く快適な住空間や高齢者に優しい空間等の実現を目指し、かねてより私が提唱してきた生活空間倍増戦略プランを1月末をめどに策定する。

内外の重要課題が山積する折、意思決定は速やかでなければならない。そのためには安定した政治基盤をつくることが肝要と考え、自由党との連立政権を樹立した。自由党との協議において副大臣制の導入や政府委員制度の廃止等で合意したが、これは国会の権威を高め、国民に直結した政治に転換し、迅速な政策決定を可能にしたいとの考え方からである。

政府4演説に対して、1月20日、21日の衆議院本会議において、21日、22日の参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、自自連立政権樹立、日米防衛協力のための指針関連法案、経済・景気対策、貸し渋り・旧債振りかえ防止策、平成11年度予算、恒久的減税、金融行政と金融機関の責任、情報公開法、副大臣等の導入、少子高齢化対策、雇用の創出・安定策、男女共同参画社会基本法案等についてであった。(その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。)

予算の審議

平成11年度総予算及び平成11年度補正予算（第1号）がそれぞれ成立した。

平成11年度総予算

一般会計予算総額81兆8,601億円の平成11年度総予算は、1月22日、衆参両予算委員会で宮澤蔵相から提案理由の説明を聴取した後、衆議院予算委員会で25日から2月1日まで総括質疑が、2日から5日まで一般質疑が行われた。9日、10日に公聴会が開会された。12日、金融、財政並びに景気対策、15日、安保・外交問題、16日、行革・経済対策等、安保・外交問題について、それぞれ集中審議を行った。17日、一般質疑、分科会審査を行い、18日、分科会審査及び締めくくり総括質疑を終了し、19日、討論の後、可決された。同日の本会議では民主党から総予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、討論の後、動議は否決され、平成11年度総予算は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、予算委員会で2月22日から3月2日まで総括質疑を行い、3日、財政金融・景気・雇用に関する集中審議を行った。4日、6名の公述人から意見を聴取する公聴会が開会された。5日、11日、一般質疑を行った。8日、外交・防衛に関する集中審議を行った。9日、日本債券信用銀行問題に関し4名の参考人に対し質疑を行った。10日、教育・環境・福祉に関する集中審議を行った。12日、15日、16日午前、委嘱審査を行った。16日午後、17日、締めくくり総括質疑が行われ、同日、平成11年度総予算は討論の後、否決され、同日の本会議においても討論の後、否決された。このため、両院協議会が開かれ協議が行われた。しかし、両議院の意見が一致しなかったので、同日、日本国憲法第60条第2項の規定により、平成11年度総予算は衆議院の議決が国会の議決となり、戦後、最も早い時期での成立となった。

参議院予算委員会において、自由民主党と自由党との連立政権、国旗・国歌、日米ガイドライン、景気動向、消費税の福祉目的税化を消費税法でなく予算総則に規定した理由、ダイオキシン対策、経済戦略会議最終報告と政府の対応、公務員の定数削減と行政改革の

必要性、北朝鮮への政府対応姿勢、沖縄の経済振興策等について質疑が行われた。

平成11年度補正予算（第1号）

平成11年度補正予算（第1号）は、雇用不安の払しょくを図るとともに経済再生に結びつけるため、緊急雇用対策と産業競争力強化対策を策定するものであり、一般会計の歳出面において緊急雇用対策費として総額5,198億円を追加計上する一方、予備費の減額を行うこととし、他方、歳入面においてその他収入を減額するとともに、前年度剩余金の受入を行うものである。この結果、補正後の一般会計予算の総額は82兆2,299億円となる。

同補正予算は7月8日、閣議決定され、国会に提出された。

13日、衆参両予算委員会で宮澤蔵相から提案理由の説明を聴取した後、衆議院予算委員会では、14日、15日、質疑が行われ、同日、討論の後、可決され、同日の本会議では、民主党から補正予算につき政府が撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、討論の後、動議は否決され、平成11年度補正予算（第1号）は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、予算委員会で、16日、19日、質疑が行われ、同日、討論の後、可決され、21日、本会議において討論の後、可決され、成立した。

同委員会において、追加補正予算の必要性、緊急雇用対策、各種規制緩和の推進、少子化対策、高校卒未就職者対策等について質疑が行われた。

決算の審査

参議院においては、平成8年度決算外2件及び平成9年度決算外2件の審議が行われた。

なお、平成9年度決算は2月10日、同本会議において、宮澤蔵相からその概要報告を受け、質疑を行った。

情報公開法案等の審議

情報公開法案は、国の行政機関が保有する情報の一層の公開を図るため、法人や外国人も含め何人も行政文書の開示を請求することができる権利等について規定しようとするものである。本法案は情報公開法施行関係法整備等法案とともに、第142回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていた。

衆議院では、2月12日、内閣委員会において、両案はそれぞれ修正議決され、16日、本会議でも両案はそれぞれ修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月5日、本会議で、両案について趣旨説明聴取、質疑が行われた。9日、総務委員会において趣旨説明聴取等が行われ、11日、23日、両案の質疑が行われ、24日、両案について3名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、4月27日、質疑の後、情報公開法案は修正議決され、情報公開法施行関係法整備等法案は可決された。28日、本会議でも情報公開法案は修正議決され、情報公開法施行関係法整備等法案は可決された。

同日、参議院は情報公開法案を衆議院に回付した。

衆議院は5月7日、本会議において、参議院の修正に同意し、情報公開法案は成立した。

参議院では本法案附則の施行4年後の見直し条項に情報公開訴訟の管轄のあり方の検討を加える修正が行われた。

新日米防衛協力指針関連法案の審議

日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（ACS改正協定）、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確

保するための措置に関する法律案（周辺事態安全確保法案）及び自衛隊法の一部を改正する法律案の3案件は、衆議院において、3月12日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われた。18日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会において、提案理由説明聴取の後、総括質疑が行われ、26日、集中審議が行われ、31日、4月1日、総括質疑が行われ、4月7日、8名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、13日、一般質疑が行われ、14日、いわゆる地方公聴会が開催された。15日、20日、22日、23日、一般質疑が行われ、21日、公聴会が開会され、26日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、ACS A改正協定は承認すべきものと決し、周辺事態安全確保法案について民主党提出の修正案が否決され、船舶検査活動の規定を法案から削除するなどとする自民党、公明党・改革クラブ、自由党の3会派共同提出の修正案のとおり修正議決され、自衛隊法改正案は可決され、27日、本会議でも、討論の後、ACS A改正協定は承認することに決し、周辺事態安全確保法案は委員会議決のとおり修正議決され、自衛隊法改正案は可決され、いずれも参議院に送付された。

参議院において、3案件は、4月28日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会において、趣旨説明聴取が行われ、5月10日、同特別委員会において、3案件の総括質疑が行われ、11日、集中審議が行われ、12日、衆議院における修正部分を中心とした集中審議が行われ、13日、6名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、14日、17日、20日、21日、質疑が行われ、18日、公聴会が開会され、6名の公述人から意見聴取、質疑が行われ、19日、地方公聴会が沖縄県那覇市において開催され、24日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、ACS A改正協定は承認することに決し、周辺事態安全確保法案について民主党・新緑風会から提出された国連安保理決議を要件とする船舶検査に係る条項を政府原案のとおり加える旨の修正案が否決され、同法案及び自衛隊法改正案の両案は可決された。同日の本会議において、討論の後、ACS A改正協定は承認することに決し、周辺事態安全確保法案及び自衛隊法改正案の両案は可決され、成立した。

委員会において、周辺事態の定義及び目的規定の修正理由、周辺事態の地理的範囲とその認定基準、船舶検査規定を削除した経緯、船舶検査に関する新規立法、国会承認規定の新設と承認範囲、地方自治体協力の具体例と協力拒否の正当理由等について論議が行われた。

地方分権推進一括法案の審議

本法案は、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、地方自治法等475件にわたる関係法律を改正し、機関委任事務制度の廃止、地方公共団体の事務区分の再構成等地方分権を推進しようとするものである。

本法案は、衆議院において5月13日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、18日、行政改革に関する特別委員会において提案理由説明聴取が行われ、25日から6月10日まで質疑が行われた。この間、5月28日、4名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、6月7日、公聴会が開会され、4名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。また8日、地方公聴会が仙台市及び三重県津市の両市において開催された。10日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、第1号法定受託事務の事務区分についての適宜、適切な見直し

等を内容とする自民党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、社会民主党・市民連合の5会派共同提出の修正案のとおり修正議決され、11日、本会議でも、本法案は、討論の後、委員会議決のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、本法案は6月14日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われた。行財政改革・税制等に関する特別委員会において、本法案は中央省庁等改革関連17法案と一緒にして審査された。15日、委員会において趣旨説明聴取、総括質疑が行われ、16日、総括質疑が行われ、28日、29日、30日、7月2日、質疑が行われ、7月1日、4名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、5日、公聴会が開会され、4名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。6日、大阪市及び横浜市の両市において地方公聴会が開催された。7日、8日、小渕総理をはじめ全閣僚に対する締めくくり総括質疑が行われ、同日、討論の後、共産党提出の修正案は否決され、本法案は可決され、同日の本会議においても討論の後、本法案は可決され、成立した。

委員会において、自治事務に対する国の関与のあり方、法定受託事務の定義とその抑制の必要性、地方税財源の充実強化等について論議が行われた。

中央省庁等改革関連17法案の審議

内閣法改正案等の中央省庁改革関連17法案は、第142回国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化とそれを通じた政治主導の強化、府省の再編成と独立行政法人制度の創設、行政のスリム化並びに行政の透明化及び効率化を図ろうとするものである。

衆議院において、中央省庁等改革関連17法案は5月18日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われた。19日、行政改革に関する特別委員会において提案理由説明聴取が行われ、25日、26日、総括質疑が行われ、27日、一般質疑が行われ、28日、4名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、31日、6月1日、2日、3日、4日、一般質疑が行われ、7日、公聴会が開会され、4名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。また8日、地方公聴会が仙台市及び三重県津市の両市において開催された。9日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、民主党提出の内閣法改正案、首相府設置法案及び内閣府設置法案の3法案が否決され、これら17法案は可決され、10日、本会議でも、討論の後、民主党提出の3法案が否決され、中央省庁等改革関連17法案は可決され、いずれも参議院に送付された。

参議院において中央省庁等改革関連17法案は、6月11日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、14日、行財政改革・税制等に関する特別委員会において趣旨説明聴取が行われた。委員会において中央省庁等改革関連17法案は地方分権推進一括法案と一緒にして審査された。15日、16日、総括質疑が行われ、28日、29日、30日、7月2日、質疑が行われ、7月1日、4名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、5日、公聴会が開会され、4名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。6日、大阪市及び横浜市の両市において地方公聴会が開催された。7日、8日、小渕総理をはじめ全閣僚に対する締めくくり総括質疑が行われ、同日、討論の後、これら17法案は可決され、同日の本会議においても討論の後、中央省庁等改革関連17法案は可決され、成立した。

委員会において、再編後の省庁体制のあり方、国家公務員数25%削減の根拠とその達成方法、独立行政法人化の意義等について論議が行われた。

組織犯罪対策関連3法案の審議

組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案は、組織的に行われた一定の犯罪に対する処罰を強化し、犯罪収益を隠匿・収受するマネーロンダリング行為を処罰すること等について定めようとするものである。

犯罪捜査のための通信傍受法案は、犯罪捜査のために強制処分として行う電気通信の傍受に関し、その要件、手続、傍受記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものである。

刑事訴訟法改正案は、電気通信の傍受を行う強制処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体または財産への加害行為等の防止を図るための措置について定めようとするものである。

3法案は、衆議院において、第142回国会から法務委員会で継続審査となっていた。委員会において、5月18日、19日、21日、質疑が行われ、4月28日及び5月25日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、5月27日、3法案と自民党、公明党・改革クラブ、自由党の3会派共同提出の組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案に対する修正案及び犯罪捜査のための通信傍受法案に対する修正案の両修正案について質疑が行われ、28日、3法案と両修正案について質疑が行われた後、組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案及び犯罪捜査のための通信傍受法案の両案はいずれも修正議決され、刑事訴訟法改正案は可決された。

6月1日、本会議において、討論の後、組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案及び犯罪捜査のための通信傍受法案の両案は修正議決され、刑事訴訟法改正案は可決され、いずれも参議院に送付された。

組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案について犯罪収益が生じる前提犯罪に児童買春周旋罪等を加える等の修正が、また犯罪捜査のための通信傍受法案は通信傍受の対象犯罪を、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人罪に限定する等の修正がそれぞれ行われた。

参議院において、3法案は6月9日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、10日、法務委員会において、趣旨説明聴取が行われ、29日、7月1日、6日、13日、29日、8月3日、6日、質疑が行われ、7月22日、27日、参考人意見聴取、質疑が行われ、8月4日、公聴会が開会され6名の公述人から意見聴取、質疑が行われ、6日、東日本電信電話株式会社東京支店の視察が行われた。9日、質疑が動議により打ち切られ、3法案が可決された。

8月11日から12日にかけての本会議において、法務委員長荒木清寛君解任決議案等の議案の否決を経て、3法案を一括して直ちに議題とすることの動議が可決され、討論の後、3法案は可決され、成立した。

住民基本台帳法改正案の審議

本法案は、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずるものである。

本法案は、衆議院において、4月13日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、地方行政委員会において、提案理由説明聴取が行われ、20日、27日、質疑が行われ、

5月6日、8名の参考人から意見を聴取、質疑が行われ、11日、13日、18日、質疑が行われ、6月8日、本法案及び自民党、公明党・改革クラブ、自由党の3会派共同提出の修正案の両案について質疑が行われた。修正案の内容はこの法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとすることである。10日、小渕総理に対する質疑が行われ、質疑を終局した。11日、委員会において、討論の後、本法案は3会派共同提出の修正案のとおり修正議決され、15日、本会議においても、討論の後、住民基本台帳法改正案は委員会議決のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、6月28日、本会議において住民基本台帳法改正案は、趣旨説明聴取、質疑が行われ、7月8日、地方行政・警察委員会において、趣旨説明聴取等が行われ、22日、質疑が行われ、27日、4名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、29日、質疑が行われ、8月3日、3名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、5日、地方公聴会が埼玉県大宮市において開会された後、国会に戻り質疑が行われた。12日、本法案は委員会採決を省略し本会議において採決するため地方行政・警察委員長の中間報告を求める動議及び中間報告があった本法案は直ちに審議することの動議がそれぞれ可決された後、討論の後、住民基本台帳法改正案は可決され、成立した。

なお、7月15日、同委員会は、静岡県磐田郡豊田町と浜松市を視察し、豊田町において住民票の写し等の自動発行を含む地域（IC）カードシステム事業を、浜松市において同市を含む22の市町村間におけるファクシミリによる住民票の写しの交付が受けられるシステムを調査した。

国旗及び国歌に関する法律案の審議

本法案は、国旗を日章旗とし、及び国歌を君が代とするとともに、日章旗の制式並びに君が代の歌詞及び楽曲を定めようとするものであり、会期延長直前の6月11日、閣議決定され、国会に提出された。

衆議院においては、6月29日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われた。内閣委員会において、7月1日、提案理由説明聴取、質疑が行われ、地方公聴会が6日、7日、開催され、8日、公聴会が開会された。16日、参考人意見聴取、質疑が行われ、21日、内閣委員会と文教委員会との連合審査会が開会され、同日午後、小渕総理に対する質疑、討論の後、民主党提出の修正案が否決され、本法案は可決された。22日、本会議でも討論の後、民主党提出の修正案が否決され、本法案は可決され、参議院に送付された。

参議院において、7月28日、本会議で国旗及び国歌に関する特別委員会を設置するとともに、趣旨説明聴取、質疑が行われた。29日、同特別委員会において趣旨説明聴取を行い、30日、8月2日、質疑が行われ、3日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、4日、地方公聴会が仙台市と名古屋市の両市で開催され、5日、派遣報告等が行われ、6日、質疑が行われ、9日、公聴会が開会され、締めくくり質疑が行われ、討論の後、民主党提出の修正案が否決され、本法案は可決された。同日、本会議においても、討論の後、民主党提出の修正案が否決され、国旗及び国歌に関する法律案は可決され、成立した。

委員会では国旗及び国歌の法制化の理由、君が代の歌詞の解釈、法制化が学校教育に与える影響、国旗掲揚・国歌斉唱と内心の自由との関係等をめぐり質疑が行われた。

国会法改正案及び国会審議活性化法案の審議

国会法改正案は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆参両院に憲法調査会を設置しようとするものであり、次の常会の召集の日から施行するものである。

衆議院において、7月6日、議院運営委員会において国会法改正案の成案を賛成多数で決定し、これを委員会提出の法律案とすることに協議決定した。同日、本会議において賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院において同改正案は、7月26日、議院運営委員会において賛成多数で修正議決され、同日、参議院本会議においても賛成多数で修正議決され、同日、衆議院に回付された。29日、衆議院本会議は参議院の修正に同意し、成立した。

同委員会において憲法調査会の権限、憲法調査会の設置と憲法の最高法規性との整合性等をめぐり質疑が行われた。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案は、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等を行うことにより、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムの確立を図ろうとするものであり、衆参両院に常任委員会として国家基本政策委員会を次の常会の召集の日から設置し、政府委員制度を第146回国会の召集の日から廃止するものである。

同法案は、衆議院で7月13日、議院運営委員会において本法案の成案を賛成多数で決定し、これを委員会提出の法律案とすることに協議決定した。同日、本会議においても賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、7月26日、議院運営委員会において、賛成多数で可決され、同日、本会議においても、賛成多数で可決され、成立した。

同委員会において国家基本政策委員会の設置と総理大臣の国会への出席答弁義務との関係等をめぐり質疑が行われた。

併せて参議院憲法調査会規程案、参議院規則改正案等も可決され、成立した。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から提出された法律案は124件であり、このうち110件が成立し、その成立率は88.7%であり、昨年の常会（82.9%）を上回った。残り14件のうち10件は衆議院で、また4件は参議院においてそれぞれ継続審査となった。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた11件のうち、情報公開法案等10件が成立し、残り1件は衆議院で引き続き継続審査となった。

衆議院議員提出法律案は、新たに提出された38件のうち13件が成立し、残り25件のうち10件が衆議院で継続審査となり、5件が否決、1件が撤回され、9件は未了となった。

参議院議員提出法律案は新たに22件提出され、このうち5件が成立し、残り17件のうち2件が参議院で継続審査となり、6件が参議院で撤回され、9件が未了となった。

予算は、5件提出され、成立した。

条約は15件提出され、すべて承認された。また衆議院で継続審査となっていた1件が承認された。

内閣提出の承認案件は2件であり、2件とも承認された。

国政調査等

3月23日、能登半島沖の我が国領海内で発生した2隻の不審船事件について、3月25日、外交・防衛委員会において、野呂田防衛庁長官、楠木海上保安庁長官、高村外相から報告聴取後、逃走した2隻の不審船を拿捕、立入検査できなかった法的技術的理由、自衛隊発足後初の自衛隊法第82条に基づく海上警備行動発令、海上保安庁と防衛庁との連携、不審船が北朝鮮の港へ入港したとの確認の根拠、不審船の活動目的等について質疑が行われた。

また5月27日、同委員会において、コソボ問題について我が国の対応、役割、人道支援策、北大西洋条約機構（NATO）軍のユーゴスラビア空爆の国連憲章上の位置づけ等について質疑が行われた。

行政監視委員会において、政府開発援助等に関する件について3月29日、4月26日、5月17日、31日、質疑が行われ、ODAの改善、ODAの透明性、効率性の向上、事業実施体制の強化等の諸問題について質疑が行われた。7月26日、意見交換を行い、8月2日、同委員会において政府開発援助に関する決議が行われた。

経営破綻した日本長期信用銀行と日本債券信用銀行の両銀行の経営陣が平成10年度3月期決算の粉飾決算事件にからみ証券取引法違反容疑で逮捕された。これを受け、8月2日、衆議院予算委員会、4日、参議院予算委員会において、日債銀・長銀等金融問題に関する集中審議がそれぞれ行われ、参議院においては、経営破綻した両銀行の有価証券報告書虚偽記載への行政責任、金融システムに対するセーフティーネット形成の遅れ、両銀行の処理等による預金保険機構の特例業務基金7兆円枠の積み増し、政治の責任等をめぐり質疑が行われた。